

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20251006	株式会社 ONOcompany(法人番号2260001011431)代表者小野陽二	岡山県岡山市南区箕島935-8	松江営業所	島根県松江市八幡町796番地39	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和7年10月2日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20251010	有限会社梶運送(法人番号2260002022353)代表者梶房修	岡山県倉敷市片島町1026-1	岡山営業所	岡山県倉敷市片島町1026-1	輸送施設の使用停止(160日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項第1号、同条同項第2号及び同条第4項	令和5年11月8日、同年11月21日、同年12月21日及び令和6年1月23日に、情報提供を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。 (1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、 (2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、 (4)事業用自動車の定期点検整備義務違反(安全規則第3条の3)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	18	16
20251029	朝日ヶ丘運輸株式会社(法人番号7180301017818)代表者金澤圭祐	愛知県豊田市朝日ヶ丘3-25	広島営業所	広島県広島市安佐南区伴西2丁目1-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和7年9月24日及び同年10月20日に、重傷事故を惹起したことを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20251030	株式会社川元運送(法人番号9260001038393)代表者近藤竜矢	岡山県真庭市月田6672	本社営業所	岡山県真庭市月田6672	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和6年10月2日及び同年12月13日に、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20251001	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	尾道郵便局	広島県尾道市土堂2丁目1-20	輸送施設の使用停止 (113日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月7日及び同年5月13日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	神辺郵便局	広島県福山市神辺町川北1128-1	輸送施設の使用停止 (121日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月13日に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	赤碕郵便局	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1206-5	輸送施設の使用停止 (156日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	恵曇郵便局	島根県松江市鹿島町武代47-8	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月9日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	菱浦郵便局	島根県隠岐郡海士町福井1256-1	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月12日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	吉備川上郵便局	岡山県高梁市川上町地頭1785-5	輸送施設の使用停止 (160日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	金光郵便局	岡山県浅口市金光町大谷452-3	輸送施設の使用停止 (160日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	滝部郵便局	山口県下関市豊北町大字滝部下市855-2	輸送施設の使用停止 (152日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月16日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

20251001	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高森郵便局	山口県岩国市周東町下久原1282-4	輸送施設の使用停止 (160日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月23日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251001	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	日置郵便局	山口県長門市日置上6311	輸送施設の使用停止 (154日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月28日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高屋郵便局	広島県東広島市高屋高美ヶ丘4丁目35-1	輸送施設の使用停止 (110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月20日に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大朝郵便局	広島県山県郡北広島町大朝2447	輸送施設の使用停止 (115日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	用瀬郵便局	鳥取県鳥取市用瀬町用瀬386-1	輸送施設の使用停止 (149日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月13日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	今福郵便局	島根県浜田市金城町今福35-3	輸送施設の使用停止 (41日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三刀屋郵便局	島根県雲南市三刀屋町三刀屋110-10	輸送施設の使用停止 (38日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	津賀郵便局	岡山県加賀郡吉備中央町下加茂41-1	輸送施設の使用停止 (142日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	川上郵便局	岡山県真庭市蒜山下徳山43-40	輸送施設の使用停止 (150日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

20251008	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	勝央郵便局	岡山県勝田郡勝央町岡42-11	輸送施設の使用停止 (159日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月1日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	田布施郵便局	山口県熊毛郡田布施町波野329-5	輸送施設の使用停止 (144日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月20日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251008	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三隅郵便局	山口県長門市三隅下1335-1	輸送施設の使用停止 (141日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	八本松郵便局	広島県東広島市八本松南5丁目5-14	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	戸河内郵便局	広島県山県郡安芸太田町大字戸河内328-1	輸送施設の使用停止 (96日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月4日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三朝郵便局	鳥取県東伯郡三朝町大瀬嶋崎1203-1	輸送施設の使用停止 (136日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月16日及び同年5月20日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	下市郵便局	鳥取県西伯郡大山町上市231-4	輸送施設の使用停止 (118日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日及び同年7月29日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	仁多郵便局	島根県仁多郡奥出雲町三成407-4	輸送施設の使用停止 (86日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月18日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	佐田郵便局	島根県出雲市佐田町反辺1586-40	輸送施設の使用停止 (44日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20251015	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	作東郵便局	岡山県美作市江見486-1	輸送施設の使用停止 (142日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	備前一宮郵便局	岡山県岡山市北区一宮山崎265-3	輸送施設の使用停止 (160日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月5日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	久津郵便局	山口県長門市油谷向津具下3348-12	輸送施設の使用停止 (129日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251015	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	奈古郵便局	山口県阿武郡阿武町奈古東方2955-12	輸送施設の使用停止 (122日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	黒瀬郵便局	広島県東広島市黒瀬町菅田374-1	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	神石郵便局	広島県神石郡神石高原町高光2117-11	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	羽和泉郵便局	広島県三原市久井町羽倉1362-1	輸送施設の使用停止 (43日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月13日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	東伯郵便局	鳥取県東伯郡琴浦町浦安408-8	輸送施設の使用停止 (99日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月18日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	加賀郵便局	島根県松江市島根町加賀432	輸送施設の使用停止 (39日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	温泉津郵便局	島根県大田市温泉津町小浜イ21-2	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	和気郵便局	岡山県和気郡和気町和気370-1	輸送施設の使用停止(137日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美甘郵便局	岡山県真庭市美甘3997	輸送施設の使用停止(132日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月2日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	福賀郵便局	山口県阿武郡阿武町福田下1374-3	輸送施設の使用停止(118日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251022	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大田郵便局	山口県美祢市美東町大田6058-1	輸送施設の使用停止(121日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	御手洗郵便局	広島県呉市豊町御手洗209	輸送施設の使用停止(153日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月2日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	河内郵便局	広島県東広島市河内町中河内794-2	輸送施設の使用停止(116日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月29日に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	青谷郵便局	鳥取県鳥取市青谷町青谷4313-4	輸送施設の使用停止(44日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20251029	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	石見銀山大森郵便局	島根県大田市大森町ハ91-3	輸送施設の使用停止 (133日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	雲城郵便局	島根県浜田市金城町七条イ606-1	輸送施設の使用停止 (53日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月10日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	円城郵便局	岡山県加賀郡吉備中央町円城770	輸送施設の使用停止 (129日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	早島郵便局	岡山県都窪郡早島町早島380-1	輸送施設の使用停止 (111日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月5日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	地福郵便局	山口県山口市阿東地福上1889-1	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20251029	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	串郵便局	山口県山口市徳地鯖河内1417-3	輸送施設の使用停止 (23日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月11日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		